

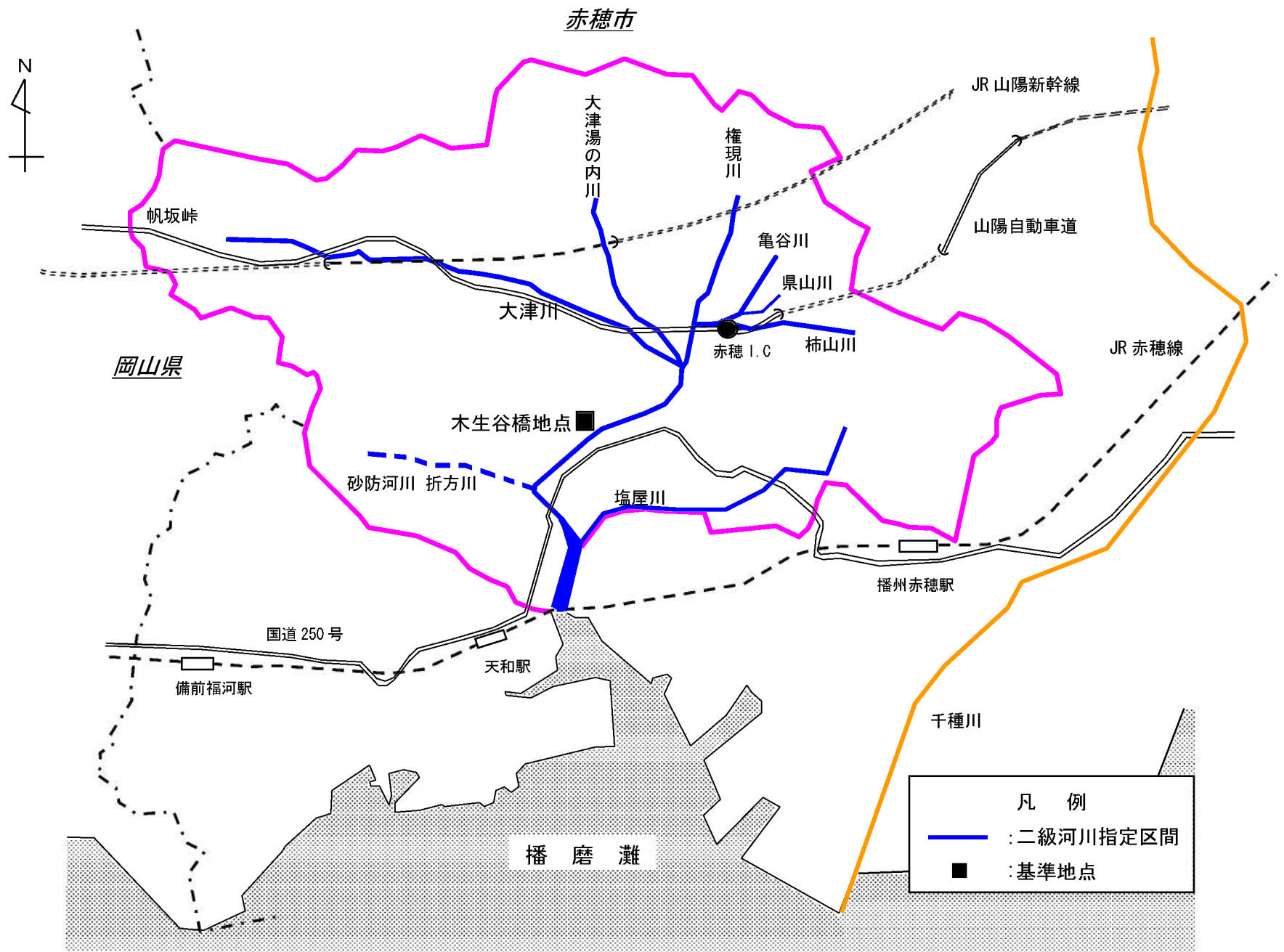
大津川水系河川整備基本方針

平成14年2月

兵 庫 県

目 次

1. 大津川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	2
2. 河川整備の基本となるべき事項	3
(1) 基本高水流量並びに河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	3
(2) 主要な地点での計画高水流量に関する事項	3
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	4
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	4



大津川流域概要図

1. 大津川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

大津川水系は、兵庫県西部の赤穂市に位置し、その源を兵庫県、岡山県の県境の帆坂峠に端を発して、大津湯の内川、権現川と合流し流れを南東から南西に変え、さらに折方川合流点で南へ変え、塩屋川と合流した後、播磨灘に注ぐ二級河川である。その流域面積は約 22.0km²、法定河川延長は大津川本川で 6,735m である。流域の約 76%が山地、約 10%が水田で占められている。

流域の地形は、上流部では起伏量 200～400m の小起伏山地で、下流部では低地で形成されている。

地質は、上流部の山地においては中生代白亜紀の流紋岩類及び花崗岩類であり、下流部の低地では新生代の沖積層である。

流域の気候は、瀬戸内海に面していることから温暖で雨量が少なく、年平均気温は約 15℃、年平均降水量は約 1,000mm(赤穂市下水管理センター平成元年度～平成 10 年度の 10 年間の平均)である。

流域の下流部は、T.P. +1.00m 以下の低地が多く占めるため、瀬戸内海特有の大きな潮汐変動の影響を受けるとともに、台風の高潮時には被害を受けやすい。昭和 39 年 9 月の台風 20 号、昭和 40 年 9 月の台風 23 号を契機として、下流部の高潮の影響を受ける区間で、昭和 43 年度より高潮対策を実施している。

昭和 49 年 7 月の台風 8 号で被害が発生したため、大津川において災害復旧及び河川改修を実施した。また、昭和 51 年 9 月の台風 17 号でも甚大な被害が発生したため、塩屋川において河川改修を実施した。

河道の現状は、上流部では河床勾配が 1/65～1/150 と急であり、概ね掘込河道である。一方、下流部では河床勾配が 1/950 と緩やかであり、築堤河道である。

流域の植生は、山地の大部分がアカマツ－モチツツジ群集の二次林によって占められている。一方、河岸はブロック積み護岸であるため、植生がほとんどなく、河床部も下流では植生はほとんどないが、上流ではツルヨシなどがみられる。

河川には、下流では汽水域や緩流域を好むボラ、フナなどの魚類がみられ、上流ではオイカワやカワムツなどの魚類がみられる。また、鳥類ではサギ類などがみられる。

河川利用の面では、川沿いの散歩やシジミとりなどをする人々の姿も見受けられるなど、地域の住民に親しまれている。

水質については、環境基準の類型指定はされていないが、平成元年～平成 10 年までの 10 年間の測定データでは、BOD が 2mg/l 以下と環境基準の A 類型に相当し、良好な状態を維持している。

河川水については、農業用水として利用されている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川の現状、水害の発生状況、および河川利用の現状、河川環境の保全を考慮し、関連地域の社会・経済情勢の変化に即応し、赤穂市総合計画など地域計画との調整を図り、既存の施設などの機能維持を十分配慮して、水源から河口まで一貫した大津川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、概ね100年に1回程度の降雨で発生する洪水に対応することを目標として、沿川を洪水から防御するため洪水の安全な流下を図るとともに、高潮時の浸水被害を防ぐため、高潮対策を実施する。

さらに、計画規模を超過する洪水や高潮に対応するため、想定氾濫区域図の整備を行うなど地域防災活動の支援を行う。

河川環境の整備と保全に関しては、下流部では臨海工業地域における貴重な水辺空間として、上流部では人と自然との出会いのゾーンとして利用と保全を図るとともに、それらを中心とした水と緑のネットワークの形成を図る。そのため、河口部から上流域に至るまでの自然環境に配慮していくとともに、河川周辺の状況に応じた修景や親水機能の充実を図り、市民が水辺に親しめるような河川景観・河川環境を創出・保全する。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から適切に行うものとする。

河川水の利用に関しては、適正な水利用の維持に努めるとともに、新たな水需要が発生した場合には、関係諸機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水流量並びに河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

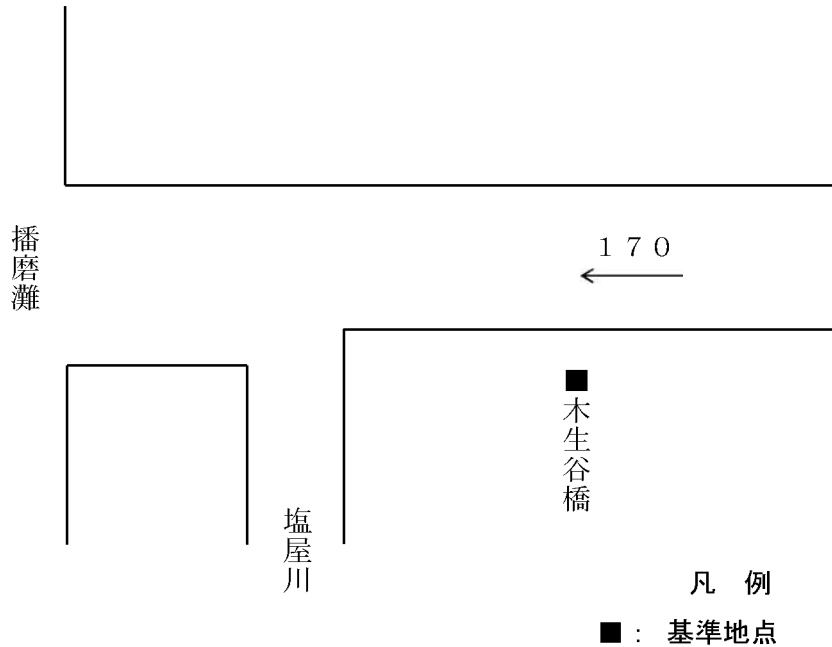
基本高水のピーク流量は、基準地点である木生谷橋地点において $170\text{m}^3/\text{s}$ とし、すべて河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位: m^3/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への配分流量
大津川	木生谷橋	170	0	170

(2) 主要な地点での計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、木生谷橋地点において $170\text{m}^3/\text{s}$ とする。



大津川計画高水流量配分図(単位: m^3/s)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

大津川水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (m)	川幅 (m)
大津川	木生谷橋	1.89	T.P.+2.62 (T.P.+3.00)	26

(注) T.P.; 東京湾中等潮位
() ; 計画高潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等の河川状況の把握を行い、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況などの観点から調査検討を行った上で決定し、その確保に努めるものとする。